令和６年度　第20回朝来市農業委員会総会議事録

１　**開 催 日**　　令和７年２月20日（木）13：30～15：42

２　**開催場所**　　朝来市役所山東庁舎３階大集会室

３　**出席した農業委員**　12 人

１番　米田　隆至委員　　２番　大田垣　強委員　　５番　米田　利秋委員

６番　髙本　知宜委員　　７番　細見　和範委員　　８番　篠岡　昌代委員

９番　伊藤　孝行委員　　10 番　佐野　伸夫委員　　11 番　島田　義弘委員

12 番　小田　彰子委員　13 番　西　好朗職務代理　　14 番　石原　武美会長

４　**欠席した農業委員**　　２人

３番　寺前　信龍委員　４番　藤井　幸三委員

５　**出席した農地利用最適化推進委員**　　10人

６　**現地調査委員**

農業委員　伊藤　孝行委員

推進委員　久　　洋平委員　　松本　　晃委員

７　**議事日程**

日程第１　議案第99号　　農地法第３条申請について

日程第２　議案第100号　農地法第５条申請について

日程第３　議案第101号　非農地証明申請について

日程第４　議案第102号　農地法第３条の許可の取り消しについて

日程第５　議案第103号　農用地利用集積計画の決定について

日程第６　議案第104号　農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について

日程第７　議案第105号　地籍調査事業に係る地目変更について

８　**事務局職員**

事務局長　平松　裕一郎　　次長　今井　謙一　　主幹　石橋　禎之

農地農政係長　森本　礼子

９　**農林振興課職員**

副課長　衣川　太郎

10　会議の概要

○事務局　失礼いたします。本日は、大変お忙しい中、総会に御出席いただき、誠にありがとうございます。それでは、ただいまから第20回朝来市農業委員会総会を開会いたします。既に送付をいたしております次第に基づきまして進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

初めに、石原会長から御挨拶を申し上げます。

○石原会長　〈挨　拶〉

○事務局　石原会長、ありがとうございました。

それでは、ここからの進行につきましては、会長が議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いします。

○議長　それでは、次第３の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局報告してください。

○事務局　本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名でございます。

○議長　ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第９条の規定により、定足数に達しておりますので、第20回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第４の「議事録署名人の指名」につきましては、12番の小田彰子委員と13番の西好朗委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。

続きまして、次第５「議事」に入ります。議事日程に基づき進行させていただきます。

日程第１、議案第99号「農地法第３条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局　〈議案朗読〉

○議長　受付順位190番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員　失礼いたします。受付順位190番の説明をさせていただきます。

航空写真を御覧ください。申請地は、312号線の竹田家具、ミニストップの交差点を朝来医療センター方向に140メーターほど入ったところになります。

譲渡人の●●様と譲受人の●●様は親子でおられ、合意に至りましたので、３条申請がありました。今後、御実家の●●様と御一緒に耕作をされていくことをお聞きしておりま

す。営農計画も出されており、何ら問題なく思われます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長　受付順位191番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員　失礼します。191番の説明をさせていただきます。申請地は東河小学校のある中区ということになります。地図上の●●番地が譲受人の●●さんの●●となります。それで、その上の●●番地の田んぼは、２年ほど前、●●さんのほうが購入されております。今回、続いて●●番地を何とか購入したいという話がまとまりまして、今は水稲を作っておりますけど、いずれ●●にしたいというふうに考えておられます。３条申請案件審議資料も全て満たしてますので、何ら問題ないかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長　続きまして、受付順位192番の提案理由の説明を、地元委員の小田委員に求めます。

○小田委員　失礼いたします。192番の説明をさせていただきます。

航空写真を御覧ください。写真の下に北近畿自動車道が通っております。そして、その写真の上が427号線で、インターを下りたら427号線に出て、左側は矢名瀬方面で、右側が丹波方面になります。その丹波方面に200メートルほど行きますと、左側の上のほうに老人ホーム緑風の郷があります。そして、少し行って、右折して50メートルほど行きますと、柴川沿いに申請地●●番地と●●番地、その奥に道路があって、それに沿って申請地●●番地があります。

譲渡人の●●さんの土地で、譲受人の●●さんが耕作されていました。このたび、●●さんが●●さんに買ってほしいとの要望がありまして、●●番地と●●番地は普通野菜、●●番地は水稲の営農計画を提出されています。そのため、何の問題もないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　続きまして、受付順位193番の提案理由の説明を、地元委員の細見委員に求めます。

○細見委員　受付番号193番の航空写真を御覧ください。申請地は、国道９号線、滝田交差点、久華園とファミリーマートのところを右折していただいて４キロほど行っていただくと、照福こども園のある交差点に出ます。それを左折していただいて、次の交差点、檜倉山東線との交差点を右折していただき、800メートルほど行っていただくと申請地になります。

今回の申請は、競売で売却された農地を元の持ち主に戻すということで申請されておりまして、現在も申請地の隣の●●番地の、同じ●●さんという方なんですけども、その方が耕作をされているということで、今回の申請に当たって、●●さんも高齢であるため、娘さんに当たります●●さんのほうに譲受人になっていただくということを聞いております。審査資料的にも何ら問題ないと思われますので、御審議のほどをよろしくお願いします。

○議長　続きまして、受付順位194番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員　説明申し上げます。まず、航空写真でございますが、今回、この194番の申請案件については10筆という、件数が多かったものですから、現場を巡回はしてきたんですけども、実態から申し上げますと、畑、字坂本の５筆ですか、この辺がなかなかどの圃場かいなという思いのとこがあって、確固たるもので、ここやなということについては確認できなかった圃場があることを御理解いただきたいと思います。田んぼについてはそれぞれ確認ができたというところでございます。案内図の中では194の①のほうでありますが、これは現地に行くのには少し遠い写真でありますので、まず312号線を和田山のほうから南に進んでいっていただきますと、旧中川に入っていきますと、石田の交差点というのがありますので、そこを左折していただいて、市道を道なりに東に向かって入っていただきますと、この申請地の●●番地あたりの集落、圃場のところに着くということでありますので、その辺で御理解をお願いしたいと思います。

それから、次の194の②というところは、これはこの地図からはなかなか判断ができにくいと思いますが、この集落の、例えば申請地①のところの●●番地からずっと右のほうに行ったところに谷がございまして、そこをずっと行ったところが宮ノ奥という地域になりまして、この●●番地、●●番地の案件が所在するとこであります。

本来で申し上げますと、これらの案件につきましては、●●さんが息子さんの●●さんに生前贈与をしたいという申入れが、私のとこにおいでになりまして、ございました。それらについて、筆数が多いので説明を聞くわけにはまいりませんでしたので、後から、今言いましたように確認をいたしましたが、●●さんについては、早く息子さんに生前贈与をして、田畑の管理をしてもらおうと思っとるということを言っておられました。これらについては、３条申請、これらの土地を継続して利用することについては、まだ●●さんも助け船を出しながら息子の●●さんに教えていくというような話をされておりますので、

まず問題はなかろうかと思いますが、御理解いただきたいのは、田んぼの●●番地から●●番地については現状はもう大丈夫なとこでございましたが、畑については若干荒れているとこもございましたし、管理保全が進んでないようなところもありましたことを重ねて申し上げておきます。よろしくお願いいたします。

○議長　続きまして、受付順位195番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員　失礼します。受付順位195番の説明をさせてもらいます。和田山出石線を行きますと、高生田ふれあい広場があります。そこから50メーターほど行くと、左側に申請地●●番地があります。譲受人の●●さんは、20年ほど前に近所の人に、譲渡人の●●さんの畑を借りて野菜を作らないかと言われて今日に至っています。●●さんは伊丹のほうに住まわれていて、●●さんは長年借りて作られている中で、今回の申請になります。畑の周りも囲いをきちんと管理されていますので、何の問題もないと思いますので、審議のほうよろしくお願いします。

○議長　続きまして、受付順位196番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員　失礼いたします。受付順位196番の説明をさせていただきます。

航空写真を御覧ください。申請地は、和田山枚田上地地区、県道104号線に●●番地は隣接いたします。近くに上地公民館、天理教全但分教会があります。申請地は現在、譲受人の●●様が水稲の育苗ハウスを建てて使用されており、このたび譲渡人の●●様と合意に至りましたので３条申請がありました。申請地はおうちの隣でありますし、今後は畑として使用される予定です。営農計画も出されており、何ら問題なく思われます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長　続きまして、受付順位198番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員　説明申し上げます。この件につきましては、なかなかこの案内図でどう説明したらいいかというようなところでありますが、要はＪＲ青倉駅から南に市道を進んでいただいたら細い小路がございまして、そこを西側に行く道がありますので、●●番地の角のあたりから西に向かって行きますと、申請地●●番地、●●番地のところに着くというふうに御理解ください。

この３条申請につきましては、譲渡人の●●さんは、以前物部に在住されておりまして、

御結婚されて今、神崎郡にお住まいですが、実家を解体されまして、そこがいわゆる更地になっておりました。そこを譲受人の●●さんが購入されて、自分の持家を１年前ぐらいに新築をされたという状況でございます。そして、今回、●●さんは、それで大体の自分の所有されていた土地を処分されたかと思ってたんですが、まだ今回申請の字木之内●●番地と●●番地が残っておるというふうなことを私も聞きまして、それで、今回、●●さんは、これらの土地の処分について●●さんに何とかお願いをされて、今回の３条申請になったということであります。●●さんは、九州のほうからこちらに結婚されて奥さんとともに移住されてきて今新築されたところにお住まいでありますが、その近くの圃場でありますので、家庭菜園をしたり、自分の趣味を生かして義理のお父さんに手助けをしてもらいながら管理をしていきたいというふうに話をされておりましたので、継続使用に何ら問題はないと思いますので、御審議のほどお願い申し上げます。

○議長　それでは、199番の説明を小田委員に求めます。

○小田委員　失礼いたします。受付順位199番の航空写真を御覧ください。中央に427号線が通っております。左側は矢名瀬方面で、右側が丹波、青垣方面です。中央に和賀区の公民館があり、それを少し青垣方面に行きますと、和賀のバス停があります。国道427号線を渡っていただきましたら、譲渡人の●●さんの屋敷跡があり、その奥に申請地●●番地と●●番地があります。現在近所の方が借りて野菜を作っておられましたが、高齢になり不可となりました。譲渡人の●●さんは、矢名瀬在住のため管理が無理で、申請地の奥に譲受人の●●さんの家があり、ぜひ野菜を作りたいと３条の許可申請を出されました。農地に関わる契約書、営農計画書も提出されています。そのため何の問題もないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　それぞれ説明いただきました。

受付順位190番から199番について、現地調査委員の久委員のほうから補足説明ございますか。

○久委員　失礼します。今月２月５日に農業委員と推進委員、あと事務局５名で現地調査のほう行ってまいりました。

先ほどの地元委員からの説明どおりで、特に付け足すことはございません。以上です。

○議長　ありがとうございました。

それでは、３条関係につきまして、皆さんのほうから御意見、御質問をいただきたいと思います。

ないようですので、受付順位190番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位191番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位192番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位193番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位194番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位195番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位196番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位198番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位199番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第２、議案第100号「農地法第５条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局　〈議案朗読〉

○議長　受付順位200番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員　失礼いたします。受付順位200番の説明をさせていただきます。

航空写真を御覧ください。申請地は、玉置の県道270号線、全但バス和田山出張所の西側に当たります。このたび譲受人の●●様が分譲住宅地造成とされるために譲渡人の●●様と合意に至りましたので５条申請がありました。申請地は昨年９月に一度申請されていたのですが、今回、未申請の土地があることが分かりまして、造成をただいま中止して申請に至っております。住宅等が連坦している区域に隣接し、必要書類は全て提出されており、事業計画及び内容からも目的が果たされると思うため、問題なく許可相当かと思われます。御審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長　受付順位201番及び202番の２件の提案理由の説明を、地元委員の小田委員に求めます。

○小田委員　失礼いたします。受付順位201、202番の航空写真を御覧ください。写真の下のほうに北近畿自動車道が通っております。ちょっとこの写真、地図では見えないんですけど、上に427号線が通っております。写真の中央の上部が新堂和賀線で、その四差路を右方面、写真の下のほうですね、500メートルほど行きますと四つ角があって、その右側が譲受人の●●があります。その四つ角を右方面に60メートルほど行きますと、右側に申請地●●番地と、その奥に申請地●●番地があります。申請地●●番地は譲渡人の●●さんの土地で、今、●●が耕作されています。また、申請地●●番地は、譲渡人の●●さんの田で、●●が耕作されています。このたび申請地●●番地に農業用の乾燥調製施設を建設される予定です。申請地●●番地は、新しく新設される乾燥調製施設への進入路と駐

車場を予定され、５条許可申請を出されました。隣接同意書、区長、農事部長、水利組合代表の同意書、また、土地改良区の理事長、理事、総代の同意書も取っておられます。そのため、何の問題もないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　受付順位200番から202番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の松本委員のほうから補足説明ございますか。

○松本委員　２月５日、委員３名、事務局２名で現地調査を行いました。地元委員さんの説明どおりであります。付け加えることはありません。以上です。

○議長　それでは、５条関係につきまして、皆さんのほうから御意見、御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位200番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位201番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位202番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第３、議案第101号「非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局　〈議案朗読〉

○議長　受付順位203番の提案理由の説明を、地元委員の寺前委員が欠席のため、事務局に求めます。

○事務局　では、議案書の受付順位203番の航空写真を御覧ください。地図の真ん中ほどに申請地の●●番地があります。生野町口銀谷の六区の公民館をちょっと南側に行って、右側に流れる川が市川の川になっております。こちらの農地につきましては、申請人の●

●さんが相続されて、土地の整理とかをしておられたときに、この倉庫としてずっと利用してきた土地の地目が登記上はまだ農地として残っていることが分かりまして、現状に合わせて地目を変更したいということで、今回の申請になっております。始末書等も書かれておりますし、現状も倉庫が建っており、倉庫として活用していることから、非農地証明をせざるを得ない案件かと思われますので、御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長　受付順位204番及び205番の２件の提案理由の説明を、地元委員の佐野委員に求めます。

○佐野委員　失礼します。204番の●●さんの所有の土地でございますが、20年以上前から上下水道管が埋設されており、宅地の一部として使用してきました。

それともう一つ、その横のほうにある●●さんの、205番の●●さんの田んぼも同じようなことで、20年以上前から露天駐車場として利用してまいりました。それで、非農地証明を取らなければならないということで行きましたら、証明とかそういったものは全部こちらのほうで用意しますということで、お願いをされました。それで、この204と205の土地でございますが、もう20年以上前から耕作はされておらなくて、下水管が埋設されており、宅地の一部として利用してきました。

それと、もう一つの205も、●●さんの20年以上前から露天駐車場として利用されております。それで、始末書、それから、そういった書類なども一緒に添付して非農地証明を上げたいと思いましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長　受付順位203番から205番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の伊藤委員のほうから補足説明ございますか。

○伊藤委員　失礼します。２月５日、委員、事務局５名で現地調査をいたしました。今説明がありましたとおり、何ら問題は見受けられませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長　非農地証明関係につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問、ございませんか。

特にないようですので、受付順位203番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位204番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位205番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第４、議案第102号「農地法第３条の許可の取消しについて」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局　〈議案朗読〉

○議長　議案第102号の提案理由の説明を、事務局に求めます。

○事務局　議案第102号についてですが、こちらは令和６年11月21日に開催しました第17回の農業委員会総会におきまして、●●さんから●●さんに、空き家に付随する農地として３条の有償移転として申請が上がったもので、皆さんに御審議いただいて、許可として許可書を発行していたものなんですが、このたび●●さんと●●さんの間で結ばれていた売買契約について、お互いの事情がありまして契約が解除になり、●●さんがこちらの土地を購入することができなくなりましたので、許可が出ていた３条について、許可の取消しを申請されたものになっております。事情がありまして、もう●●さんはここの土地を購入することができないということでありますので、このまま３条の許可を置いていても所有権移転登記はされることもないため浮いたような状態になりますので、許可を取り消しして、元の●●さんに戻すという手続が最適かと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長　皆さんのほうからこの件につきまして、御意見なり御質問ございますか。

特にないようですので、議案第102号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第５、議案第103号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局　〈議案朗読〉

○議長　議案第103号の提案理由の説明を、担当課に求めます。

○担当課　では、議案書の10ページを御覧ください。農用地利用集積計画の概要ということで掲載させていただいております。今回利用権を設定する農地としましては、田んぼが83,274平方メートル、筆数にして66筆、畑が490平方メートルで、筆数が１筆、合計で83,764平方メートル、合計67筆、利用権の設定を受ける戸数が３戸、利用権を設定する戸数が29戸となっています。設定する権利の概要につきましては、全部が使用貸借権となっております。利用権の終期につきましては、令和10年の３月31日が38筆の44,275平方メートル、令和17年の３月31日が４筆の8,588平方メートル、令和18年の３月31日が２筆の2,702平方メートル、令和30年の３月末が23筆の28,199平方メートルとなっています。

11ページから13ページまでが詳しい農地の一覧表と、所有者と設定する者の一覧表となっています。

14ページが利用権の設定を受ける小作者、15ページが利用権を設定する地主の一覧表となっていますので、また御覧ください。ひょうご農林機構に預ける３筆につきましては、こちらは●●さんが借受けされる予定となっている農地になります。以上です。

○議長　この件につきまして、皆さんのほうから御意見、御質問ございませんか。ないですか。

それでは、ないようですので、議案第103号について採決を行います。

賛成の方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第６、議案第104号「農業経営基盤強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局　〈議案朗読〉

○議長　議案第104号の提案理由の説明を、担当課に求めます。

○担当課　失礼いたします。今回、まず、５件、最初に意見照会のほうをかけさせてい

ただこうと思います。資料のほうにつきましては、議案書の17ページ以降となります。

まず、生野町口銀谷地域の北真弓区、同じく栃原下区、そして山東町矢名瀬地域の末歳区、山東町粟鹿地域の比叡区、そして早田区の、このまず５つのほうを意見照会させていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長　それでは、まず北真弓区の計画について、皆さんのほうから御意見なり御質問はございませんか。よろしいですか、特にないですか。特にないですね。

それでは、総合的判断として適当か不適当かをお諮りします。

適当と判断される方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、栃原下区の計画について、御意見または御質問ございませんか。特にないですね。

それでは、総合的判断として適当か不適当かお諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、末歳区の計画について、御意見または御質問ございませんか。

それでは、総合的判断として適当か不適当かお諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、比叡区の計画について、御意見または御質問ございませんか。ないですか。

それでは、総合的判断として適当か不適当かお諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、早田区の計画について、御意見または御質問ございませんか。

ないようですので、総合的判断として適当か不適当かお諮りいたします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

あと、別紙で８件追加の資料が出てまして、皆さん十分中身見られてないと思いますので、今から10分間休憩しますので、その間にさっと目をできるだけ通していただいて、あの時計が今３時ですから、３時10分に再開します。それまでちょっと休憩いうことで、その間に皆さんちょっとさっと目を通していただいて、その後また御意見伺いたいと思います。

それでは、今から休憩に入ります。

〔休　　憩〕

○議長　それでは、予定時間が来ましたので再開をします。

８件の追加がありましたけど、見ていただきましたかね。

順番に行きたいと思います。まず、林垣区の計画について、御意見なり御質問はございませんか。久さん。

○久委員　全然、意見というか要望なんですけど、この目標地図の10年後のほうに、借受け者未定っていう星マークがついていて、こういう情報に関しては、僕みたいな血縁、地縁のない地域に移住してきた農業者にとっては非常にありがたい情報だなと思ってまして、私自身、今後経営していく中でも、やっぱり土地を集めていくっていうのが今、一番の課題ですんで、ぜひ今後また新しく地域計画、ほかの地域も出てくると思いますけど、貸したい土地っていうものがもし存在するのであれば、地図に記していただけると、私たちのような新規就農者にとってはありがたいので、ぜひそれをお願いしたいなと思います。以上です。

○議長　そうですね、分かりやすいですね。どっかほかにも何かちょっとそういうのがあったように思いますけども、それはちょっと担当課のほうにきちっと伝えていきます。

そのほか何かございますか。

ないようですので、それでは、林垣区の計画について、総合的判断として適当か不適当かお諮りいたします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、岡区の計画について、御意見または御質問ございませんか。

どうぞ。

○小山委員　すみません、管理図なんですけども。10年後も現況も全くこれ同じように思うんですけど、それはそれでいいんですか。

○議長　担当課、ちょっと答えてくれる。

○担当課　すみません、目標地図のほうなんですけど、若干変わってるとこもあるんですけど、基本、現況と10年後、同じ地図でも構わないと。地区の中で、10年後も今の方々が頑張ると、そのまま続けるっていう意思があれば、地図のほうも変わりませんので、同じ地図でも構わないということになります。

○議長　そのほかございますか。

ちょっと私のほうからね、ここの岡区の面積が田んぼで17ヘクタールあるんですけども、５ヘクタールだけの現状とか10年後もそれなんだけど、すごい面積の差があるんですけど、何かこれ、ちょっと遊休農地とか何かいろいろあるんかな。

○担当課　地図のほうを見ていただきますと、やはり赤色、そういったところが目立ってきていると思います。その分の面積がかなりありますので、実際もっと岡地区っていうのは、このエリア以外にもほかにも農地があるんですけど、そこは農用地区域から外れておりますし、家庭菜園であったりとか、もうほぼほぼ遊休農地等になってますので、今回、中山間直接支払いであったりとか、多面的、そういったところのエリアを重点的に地域計画に入れてやっていくということになっておりますが、岡の上のほうに行くと、やはり遊休農地が増えてるというところが現状ですという計画となっております。

○議長　分かりました。

そのほかございますか。

ないようですので、総合的判断として適当か不適当かお諮りいたします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、比治区の計画につきまして、御意見または御質問ございませんか。

髙本委員。

○髙本委員　失礼します。この比治の分の大きい３番の（４）番、営農組合組織を中心として地域内外で協議を行うというふうになっとんですが、10年後営農組合のこの農地が著しく少なくなっているように思うんです。

○笠垣委員　個人の農地が増えとるんで。

○髙本委員　はい。それでちょっと中心に、言葉遊びのところでね、中心というには営農組合が中心になってないかなというふうな。

○議長　ああ、面積的に見ても。

○髙本委員　そうです、そういうことです。

○議長　そうね。文章にちょっと書いといたほうがどうやという御意見。

そのほかございますか。

それじゃあ、今出ました比治区について、委員の皆さんから出ました意見を事務局のほうでちょっと取りまとめ、修正なり意見とさせていただきます。

それじゃあ、総合的判断として適当か不適当かお諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、殿区の計画について、御意見または御質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、殿区の計画について、総合的判断として適当か不適当かお諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は適当と回答します。

続きまして、藤和区の計画につきまして、御意見または御質問ございませんか。よろしいですか。

それじゃあ、総合的判断として適当か不適当かお諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、納座区の計画について、御意見または御質問ございませんか。

私のほうから、これもあれなんですけど、面積が納座17ヘクタール田んぼがあるんですけども、ここの計画の現在も半分以下ですから、８ヘクタールぐらいしかないんですけど、これも何か差はどんなんかな。

○担当課　すみません、こちらの地域計画にあります面積というのは、地区全体の面積でございます。この表につきましては地図に色をつけた面積になりますので、多少誤差、

大きな誤差は出てくると思います。先ほどもありましたように、基本は農振農用地区域を軸としますので、こういったものが出てくると思います。ですので、イコールであったりとか、多少の誤差、大きな差、出るのは当然なのかなというふうに思っておりますので、その辺、今後もよろしくお願いします。

○議長　分かりました。

そのほかございますか。

ないようですので、総合的判断として適当か不適当かお諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、川上区の計画について、御意見または御質問お願いします。

ございませんか。

それでは、総合的判断として適当か不適当かお諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

最後に、土肥区さのう高原の計画につきまして、御意見または御質問ございませんか。

ここに、ちょっと私からですけど、一番下のほうの１ページですか、最後のとこに、集積率のとこが何も入ってないので、ここら辺のことをちょっと説明いただけますか。

○担当課　先ほどの川上区もそうなんですけど、こちらの現状と目標の集積率なんですけど、地区によっては担い手であったりとか、後継者も含めてそうなんですけど、入ってきてない、また見込めない、今の段階では見込めないっていうところもありますので、そういったところについては集積できないかなと。目標であったりとか、そういったところはいまはできないというところでバーにしております。ですので、今後これから新規就農者であったりとか、そういった担い手になる方が確保できるようであれば、目標数値が生まれてくるかなというところです。今、４番の地域内の農業を担う者の一覧という分、見ていただいても、地元の中の方々が今現在やっているというところがありますんで、そういった方には集積、そういったところは見込めないという地区の判断という、聞き取りをしながら行いましたんで、そういった地区につきましてはバー、集積率を求めないというところになります。また、さのう高原につきましても、こちらのほうはもともと地区の土

地でございます。そういったところの集積をするところではないというところのものですので、ここの土地であったりというところについては集積を求めない計画というふうになっております。

○議長　ありがとうございます。

そのほかございませんか。

特にないようですので、総合的判断として適当か不適当かお諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

以上で地域計画の関係は終わりまして、続きまして、日程第７、議案第105号「地籍調査事業に係る地目変更について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局　〈議案朗読〉

○議長　議案第105号の提案理由の説明を、事務局に求めます。

○事務局　失礼します。議案50ページから58ページに添付しておりますけども、市長から農業委員会会長宛てに、地籍調査によります農地転用事実の疑義についての照会があったことから議案を提出させていただいております。本年度は、生野町口銀谷、生野町川尻、和田山町竹ノ内、土田、安井、栄町、竹田、筒江、山東町和賀、八代、佐嚢の計９か所で484筆、12,869.52平方メートルの照会がございました。照会があった農地については、一覧表を議案59ページから掲載しております。判定調査につきましては、地籍調査課担当者から現況写真等の資料によりまして説明を受け、１月22日に生野、朝来地区、24日に和田山地区、27日に山東地区を、各地区担当委員さんと事務局で実施をしております。非農地判断につきましては、県の通知や朝来市農業委員会農地法事務取扱要綱等の判断基準によりまして行っていただきました。調査の結果、非農地として疑義が生じた農地はございませんでした。

今回御審議をいただきまして決定いただきますと、照会のあった484筆につきまして、地籍調査結果による農地判定を認定いただいたものとして市長に回答をすることとなります。

以上で、議案第105号、地籍調査事業に係る地目変更についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　この件につきまして、皆さんのほうから御意見、御質問ございませんか。

現地確認等の作業を担当されました担当委員の皆さん、御苦労さまでございました。何かございますか。

ないようですので、議案第105号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

これで、本日の審議事項は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理のほうから挨拶いただきます。

○西職務代理者　〈閉会挨拶〉

（午後３時42分終了）